

企画競争実施の公示

令和2年2月7日

近畿地方整備局木津川上流河川事務所長
田中 徹

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1)業務名 木津川上流事業推進地域連携支援業務

(2)業務内容

本業務は、良質で効果的な河川整備・維持管理の推進のために、河川行政と木津川上流管内の地域住民・任意団体との連携を強化する役割である河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動のあり方を検討し、地域連携の活性化方策の立案、河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動の支援等を行うものである。

- 1) 河川レンジャー及び河川協力団体が河川行政と地域住民・任意団体との連携を強化するための方策を提案し、河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動への参加者の意見集約及び分析、各活動で設定した目的の達成状況の検証を行い、これを通じて地域連携強化に向けた方策のとりまとめ
- 2) 地域住民・任意団体、関係自治体等との連携に関する連絡調整作業を含む河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動における効果的な支援
- 3) 広報支援
- 4) 各種会議・委員会・講座等の企画運営

(3)履行期限 令和3年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (4) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成22年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
同種業務：国・自治体による河川事業にかかる住民参加型の活動に関する業務
類似業務：国・自治体による住民参加型の活動に関する業務
- (5) 配置予定主任技術者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成22年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
同種業務：国・自治体による河川事業にかかる住民参加型の活動に関する業務
類似業務：国・自治体による住民参加型の活動に関する業務
- (6) 木津川上流河川事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 総務課

電話0595-63-1611 FAX0595-64-5040

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年2月7日から令和2年3月10日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年3月10日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。